長浜教区教区会教区門徒会合同会議運営細則

(趣旨)

第1条 この運営細則は、教区制施行条規第17条による教区会及び教区門徒会の合同会議 (以下「合同会議」という。) について定める。

(座長)

第2条 合同会議の座長は、教区会議長がこれに当たる。ただし、教区会議長に事故あると きは、教区門徒会長が代理する。

(議事)

第3条 合同会議は、教区会議員及び教区門徒会員の定数のそれぞれ半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第4条 合同会議の議案について議決しようとするときは、合同会議を閉会又は停止するものとし、教区会及び教区門徒会においてそれぞれ議決しなければならない。

(議事録)

第5条 合同会議の議事は、教区会及び教区門徒会の議事録にそれぞれの旨記載するものとする。

(改正)

第6条 この運営細則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会においてそれぞれ 出席者の3分の2以上の多数による議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附則

この運営細則は宗務総長の承認を得た日(平成7年9月20日)から施行する。